

部活動の地域移行について

令和6年1月23日（火）
教育委員会学校教育課

少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数

厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2017年5月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

運動部当たりの参加人数（中学生）

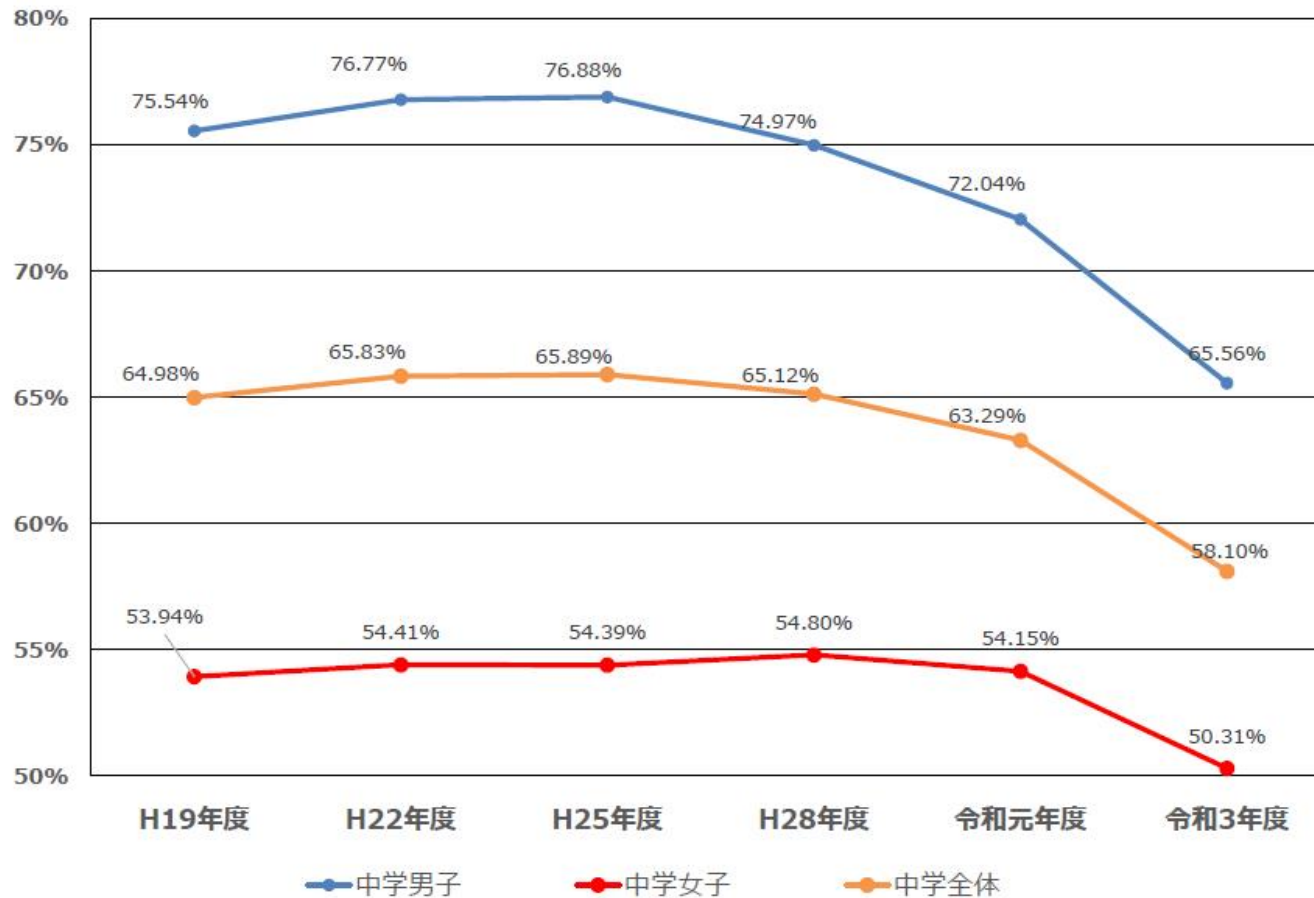
- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にあり、令和3年度については、16.4人である。



（出典） 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

運動部活動 参加率（中学校）

- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。

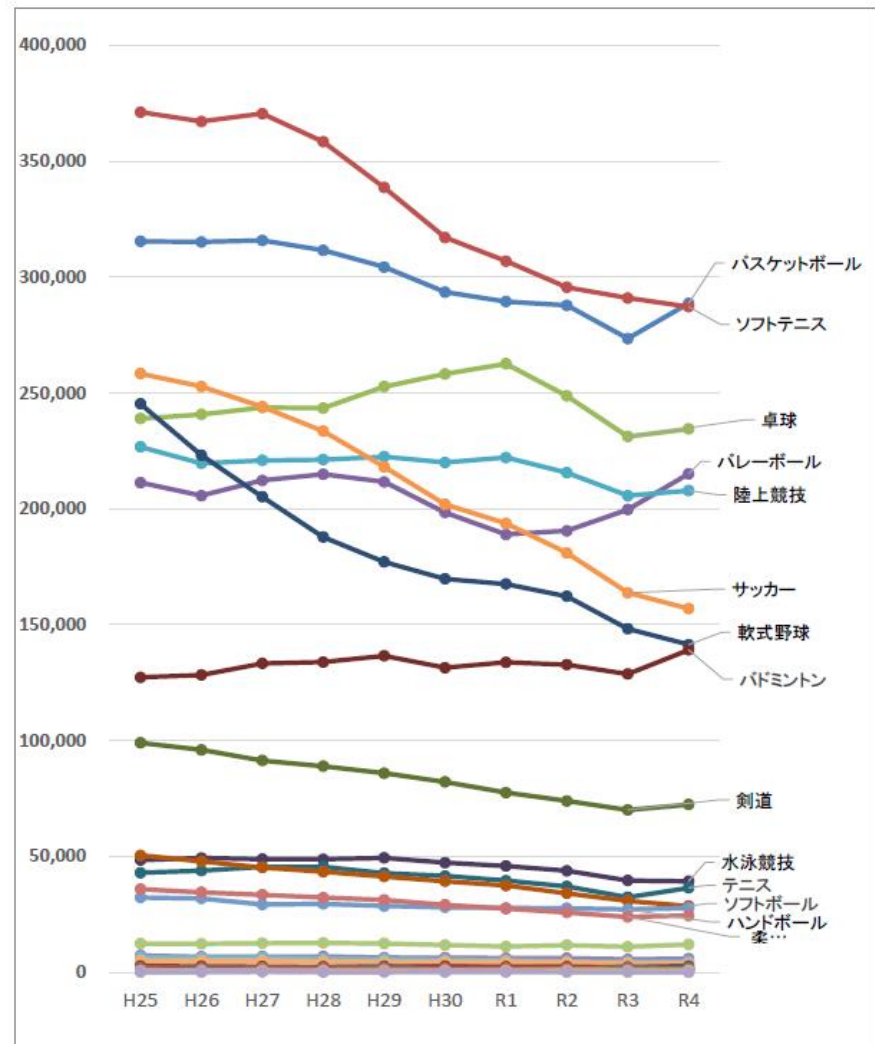


（出典） 学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

運動部活動に加入している中学生数の推移

■競技別生徒数の推移（男女計）

競技	H25	R4	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,354	288,579	-8.49%	-26,775
ソフトテニス	371,121	287,165	-22.62%	-83,956
卓球	238,854	234,399	-1.87%	-4,455
バレーボール	211,259	215,036	1.79%	3,777
陸上競技	226,692	207,808	-8.33%	-18,884
サッカー	258,291	156,892	-39.26%	-101,399
軟式野球	245,219	141,320	-42.37%	-103,899
バドミントン	127,239	139,055	9.29%	11,816
剣道	98,913	72,322	-26.88%	-26,591
水泳競技	48,358	39,225	-18.89%	-9,133
テニス	42,883	36,334	-15.27%	-6,549
ソフトボール	50,418	28,475	-43.52%	-21,943
ハンドボール	32,205	27,620	-14.24%	-4,585
柔道	35,809	24,386	-31.90%	-11,423
弓道	12,269	11,934	-2.73%	-335
ラグビー	7,152	5,767	-19.37%	-1,385
体操競技	6,387	4,547	-28.81%	-1,840
新体操	4,825	3,705	-23.21%	-1,120
空手	2,315	2,678	15.68%	363
スキー	2,641	2,020	-23.51%	-621
ホッケー	1,545	1,402	-9.26%	-143
相撲	1,343	827	-38.42%	-516
アーチェリー	763	820	7.47%	57
なぎなた	834	680	-18.47%	-154
スケート	550	510	-7.27%	-40
アイスホッケー	500	442	-11.60%	-58
レスリング	96	183	90.63%	87
フィギュア	51	26	-49.02%	-25
合計	2,343,886	1,934,157	-17.48%	-409,729



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

スポーツ庁・文化庁「部活動の地域連携・地域以降と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」より

飯能市：中学校部活動設置の現状（令和5年5月調査）

	飯能 第一中	南高 麗中	原市 場中	飯能 西中	加治中	美杉 台中	奥武 蔵中
野球部	○			○	○	○	
サッカー	○			○	○	○	
陸上	○	○	○	○	○		
ソフトテニス	○	○	○	○	○	○	○
バレー	○				○	○	
バスケ	○		○	○	○	○	
卓球	○		○	○	○	○	○
剣道	○			○			
ホッケー						○	
ソフトボール				○			
吹奏楽	○			○	○	○	
美術	○			○	○	○	
総合文化			○				○

飯能市：中学校部活動参加人数の現状（令和5年5月調査）

	飯能 第一中	南高 麗中	原市 場中	飯能 西中	加治 中	美杉 台中	奥武 蔵中	合計
野球部	25			22	21	22		90
サッカー	16			18	17	21		72
陸上	59	13	9	29	48			158
ソフト テニス	72	25	10	43	50	28	25	253
バレー	24				28	25		77
バスケ	63		14	37	46	17		177
卓球	81		23	29	27	33	6	199
剣道	19			21				40
ホッケー						40		40
ソフト ボール				15				15
吹奏楽	51			23	59	48		181
美術	32			31	33	21		117
総合文化			11				11	22

学校における部活動改革の必要性

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

スポーツ庁・文化庁「部活動の地域連携・地域以降と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」より

○少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。

○令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。

○部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

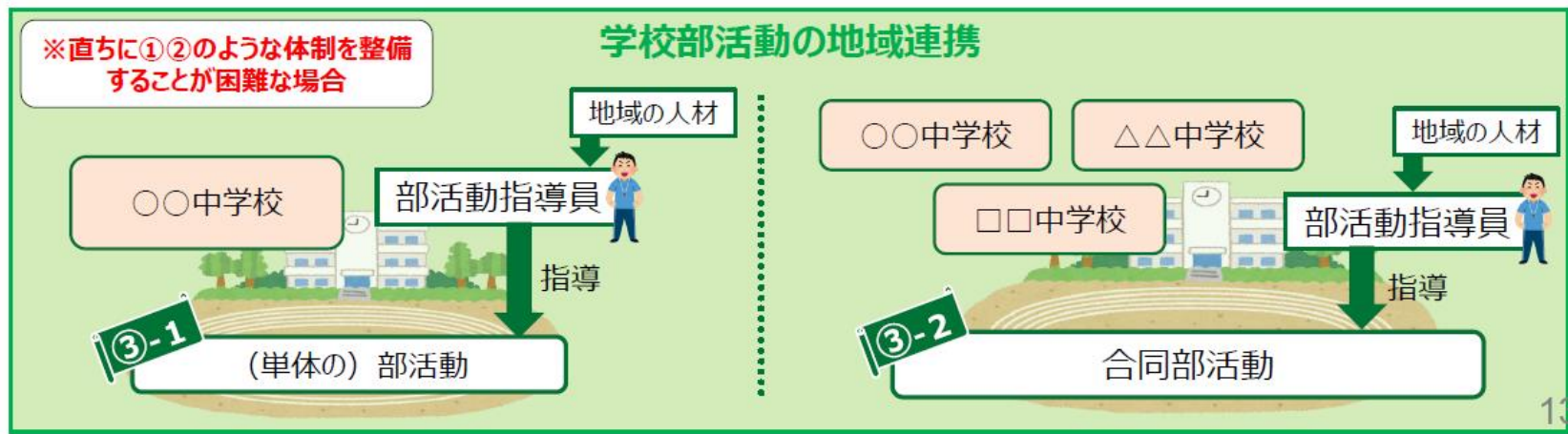
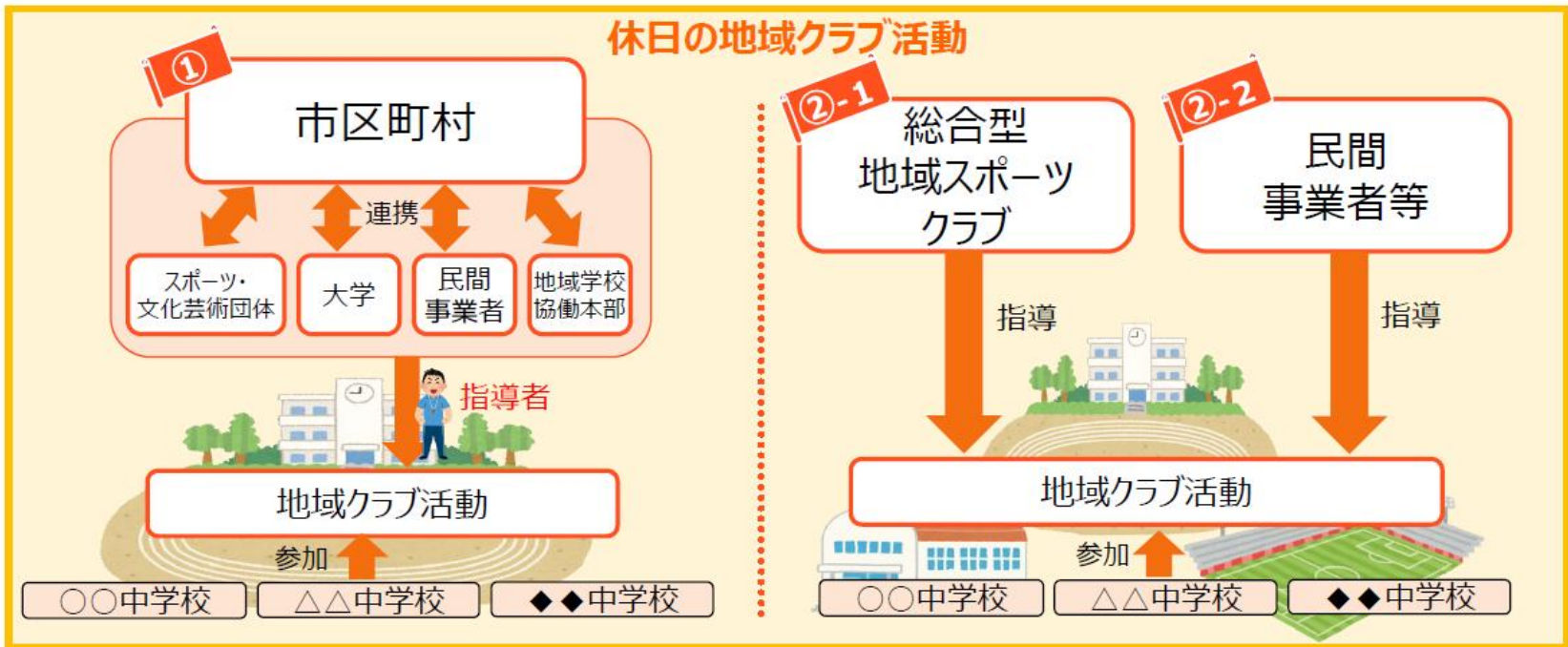
I 学校部活動	II 新たな地域クラブ活動
<p>教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理 ・部活動指導員や外部指導者を確保 ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底 ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日） ・部活動に強制的に加入させることがないようにする ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める 	<p>学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実 ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備 ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業 ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保 ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定 ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進 ・困窮家庭への支援
III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	IV 大会等の在り方の見直し
<p>新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進 ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める <ul style="list-style-type: none"> ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保 ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知 	<p>学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ス等に応じた大会等の運営の在り方を示す。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会参加資格を地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し <ul style="list-style-type: none"> ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施 ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保 ・全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等の二一スに対応した機会を設ける等）

※スポーツ庁ホームページ

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

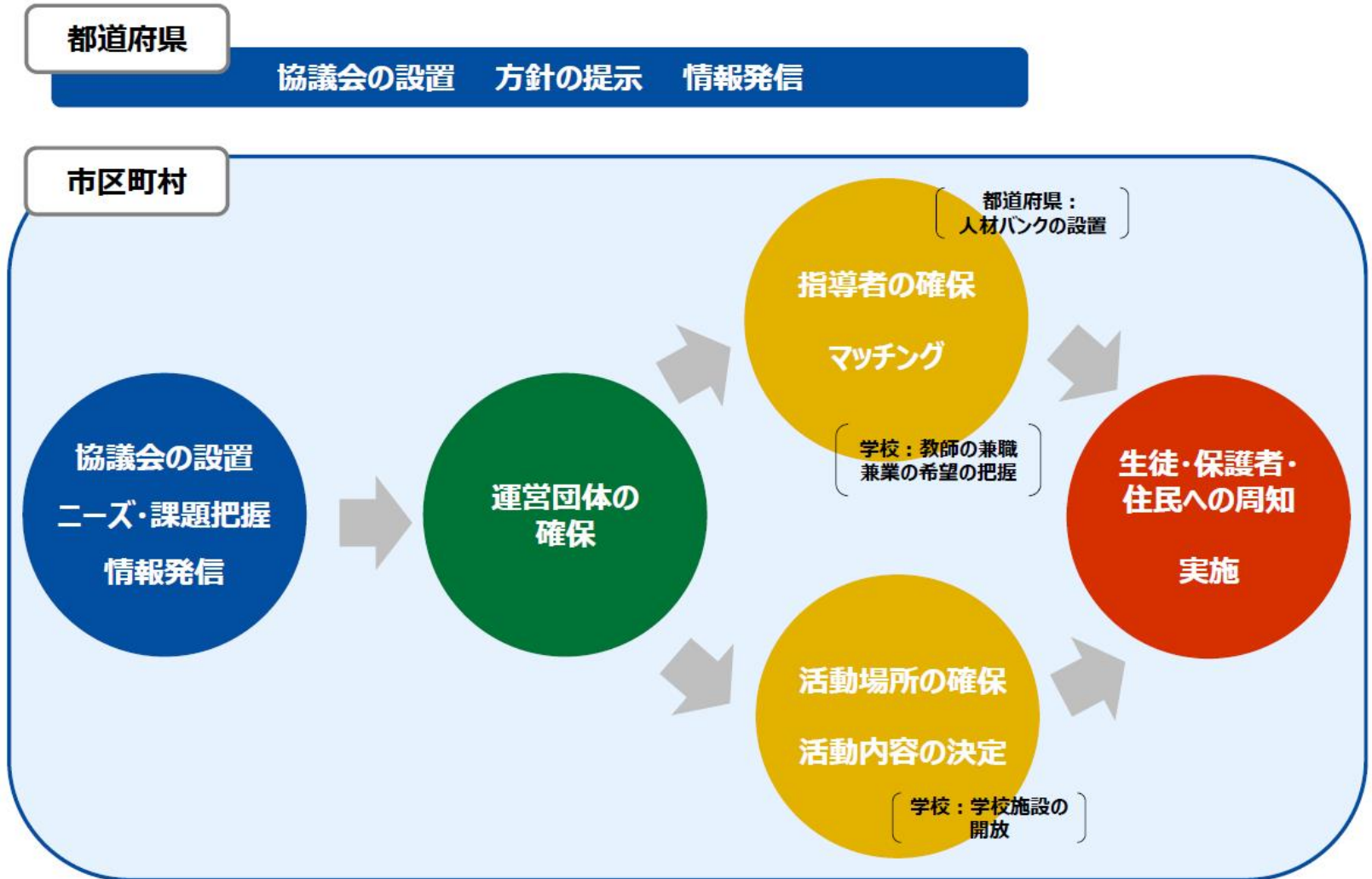
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm





スポーツ庁・文化庁「部活動の地域連携・地域以降と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」より

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）



スポーツ庁・文化庁「部活動の地域連携・地域以降と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」より

埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に向けて

【国の考え方】 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要がある。
- 学校部活動が担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術が支えていくという視点も有し、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。（地域クラブ活動は、社会教育法上の「社会教育」、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」に位置づけられる）
- 地域クラブ活動の整備は、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。
- 地域の実情に応じ、関係者の理解の下、できるところから取組を進めることが望ましい。（令和5～7年度「改革推進期間」）

【埼玉県の考え方】

- 背景 進展する少子化や学校の働き方改革を背景に、従来の部活動を実施・運営することが困難になりつつある。

人数が集まらない（チームが組めない） やりたい部活動がない

- 方向性 地域における生徒の多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備

まずは休日について、生徒の希望する活動を可能にする

生徒の
選択肢

- ①地域クラブ活動（市町村教委＋学校＋運営団体・実施主体が連携）
- ②従来のクラブ活動・サークル活動・習い事など

自由で多様な
休日の活動

【課題】

- ◆ 受け皿確保
- ◆ 指導者確保
- ◆ 参加費用負担

埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る方針

- **基本理念** 学校と地域で育む子供たちの未来
- **目的** 地域クラブ活動の整備・充実にを図ることにより、
生徒に多様な活動機会を提供する

- 地域クラブ活動を段階的に整備・充実することにより、中学校部活動や習い事に加えて、生徒が多様なスポーツ・文化芸術活動を自ら選択できる環境を提供する
- まずは、休日は地域クラブ活動を基本とし、平日は学習指導要領の趣旨を踏まえ、中学校部活動を継続する
 - ※ ただし、市町村が平日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行することは妨げない
- 地域住民も対象とした、地域スポーツ・文化芸術活動振興の契機とする

■ 体制移行期間

ステージⅠ 「活動環境整備期間」 令和5年度～令和7年度

- ・各市町村が、休日の地域クラブ活動の実証事業を行い、活動環境の整備を進める

ステージⅡ 「活動環境定着期間」 令和8年度～令和10年度（目安）

- ・各市町村が、地域の実態に応じて、休日の地域クラブ活動を段階的に拡大し、定着を図る

令和5年度 県の支援策・取組等

■ 埼玉県地域クラブ活動推進協議会の設置・開催【令和5年4月～】

- ① 市町村や関係団体等からの意見や課題を整理
- ② 市町村における地域クラブ活動の整備に向けた指針の検討・策定
- ③ 各市町村の取組に対する県の支援策の検討

■ 実証事業の支援と県内への情報発信

- ① 国の実証事業実施に係る市町村・団体間の連絡調整・助言等
 - ・ 市町村間や、市町村と団体等（総合型地域スポーツクラブ・プロスポーツチーム等【公募】）との連絡調整・助言
- ② 地域クラブ活動に関する情報発信等
 - ・ シンポジウム、ポスター、リーフレット、ホームページなど
 - ・ 多様なステークホルダーによる地域ミーティング（実証事業の課題・成果共有、解決等の検討、地域内の連携促進等）
- ③ 地域クラブ活動の費用負担に関する県民の理解促進（シンポジウム、ポスター、リーフレット、ホームページなど）

■ 運営団体、実施主体、人材の育成・確保

- ① 関連機関との連携（スポーツ協会、文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ、大学、プロスポーツチーム、公共施設の指定管理者等）
- ② 人材の掘り起こしのための説明会や講習の実施
- ③ 県スポーツ協会と連携した人材育成プログラムの開発
- ④ 人材バンクの整備

地域クラブ活動の整備・充実に向けた今年度の取組予定

時 期	内 容
6月 末日	「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る方針」の策定、周知
8月	第3回埼玉県地域クラブ活動推進協議会
	第1回埼玉県地域クラブ活動シンポジウム
	指導者対象講習会（研修会）
10月	第4回埼玉県地域クラブ活動推進協議会
	人材バンク（退職教員・大学生対象）説明会
12月	第5回埼玉県地域クラブ活動推進協議会
R6. 1月	「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る指針」公表
	第2回埼玉県地域クラブ活動シンポジウム
2月	第6回埼玉県地域クラブ活動推進協議会
	実証事業報告会

今年度の教育委員会の取り組み

(1) 飯能市部活動地域移行検討委員会の設置

①第1回 令和5年7月12日に実施

②第2回 令和6年2月1日に実施予定

・「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る指針」の公表

→県スポーツ振興課より説明

・令和6年度以降の計画の立案

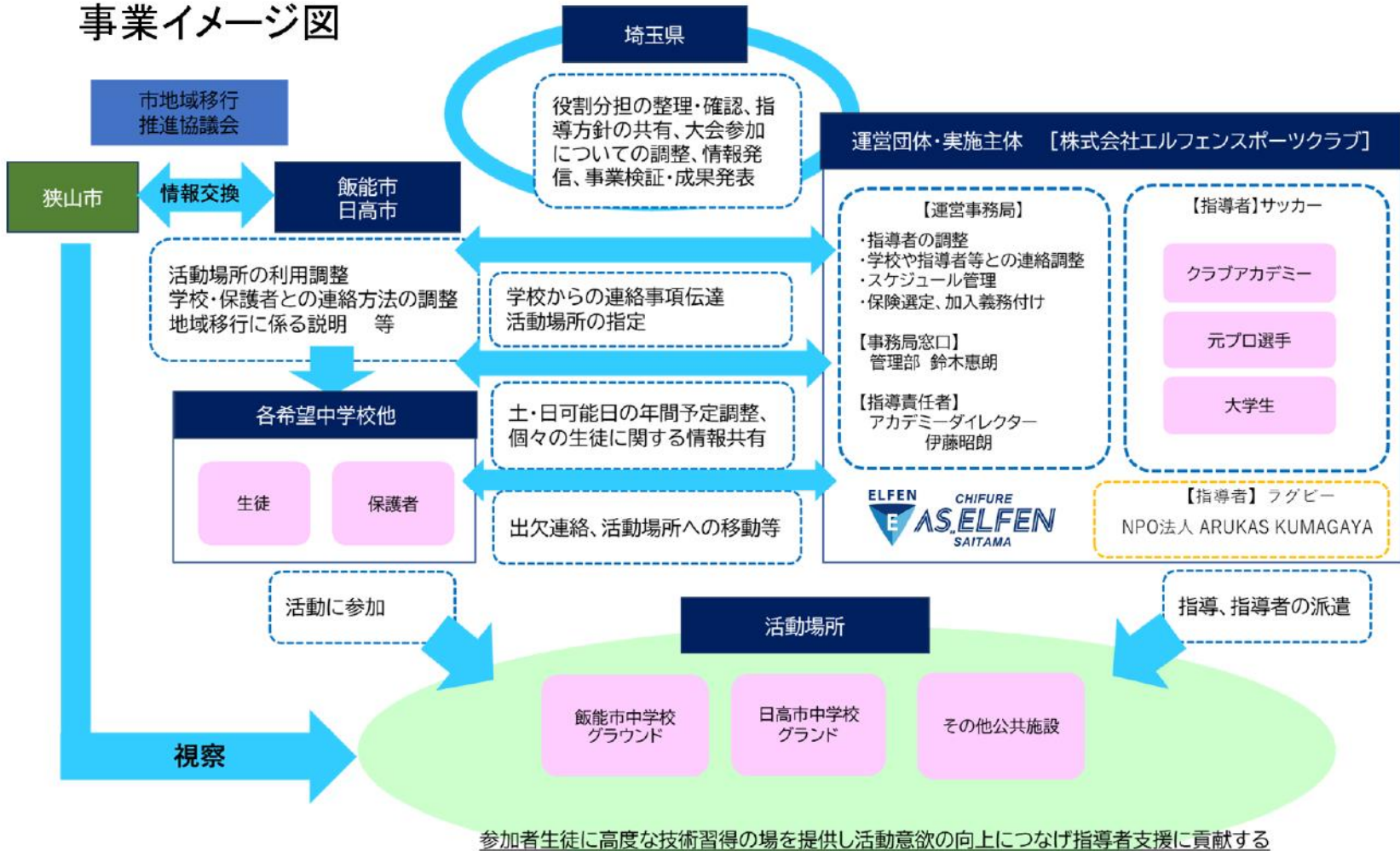
(2) 実証事業の実施

エルフェン（ちふれ）とサッカーにおける
実証事業の実施

(3) 部活動ガイドラインに基づく活動の推進

教育委員会の取り組み【実証事業の概要と様子】

事業イメージ図



【受託事業者】

株式会社エルフェンスポーツクラブ
〒357-0069 埼玉県飯能市茜台3-11
TEL 042-980-5570

(担当責任者)
管理部 鈴木恵朗(すずき けいろう)



教育委員会の取り組み 【実証事業の概要と様子】



参加者からの感想

- ・ドリブルからゲームまで時間がちょうどよく、基本の動きをしっかりと学ぶことができました。
- ・ボールにいっぱい触れられた。

参加者からの感想

- ・わかりやすく練習を説明してくれて楽しかった。
- ・少し成長できた気がする。
- ・もうちょっとガッツリ練習したかった。



課題

- (1) 飯能市としての方向性の決定
- (2) 学校から休日部活動を移行する
段階的な計画の立案
 - ①人材（指導者）の確保
 - ②活動場所の確保
 - ③参加費や活動費の確保
 - 受益者負担
 - 公的費用の投入

今後の流れ

- 第2回飯能市部活動地域移行検討委員会の内容（予定）
 - 県の指針の確認
 - 令和6年度の実施内容の決定
 - 教員の意識アンケートの実施（兼職兼業の希望を含む）
- ↓
- R7年度に向け、学校でサポートできない部を中心に
実証事業を検討
- ↓
- 学校教育課・・・教員を中心とした兼職兼業の整理
学校で継続可能な部活の実施環境の整理
 - スポーツ課・・・運動部を中心に指導者の確保
スポーツ協会や大学との連携
 - 生涯学習課・・・文化部を中心に指導者の確保
公民館等の活用の検討